



マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として
利用すると顔認証での受付が可能となります
※暗証番号での認証も可能

利用開始日 令和3年 10月 20日～

ご持参いただくもの

- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
健康保険証は、これまでと同様にご利用いただけます。
 - 健康保険証
 - その他いつも持参している証書
※いつも持参している証書(下例)は、すべてご持参ください
 - ✓ 公費負担医療受給者証
 - ✓ 乳幼児医療費証
 - ✓ 介護保険証
 - ✓ 限度額適用認定証
 - ✓ 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ✓ 特定疾病療養受療証
- 等

利用可能場所: 初診受付・再診受付 (A10)
中央受付④番窓口 (A12)